

令和2年12月11日	
資料提供（本庁と同時提供）	
担当室	農業水産振興課
担当者	上野山
電話（直通）	0737-64-1273



～農業遺産の認定に向けた取組～
「有田みかんシステム」の現地調査が行われます

日本農業遺産の認定を目指す「有田みかんシステム」（有田市・湯浅町・広川町・有田川町）について、審査委員による現地調査が行われます。

1. 日時：令和2年12月18日（金） 9:00～17:00

※雨天決行の予定ですが、荒天等の場合は延期となります。

2. 行程

9:00	調査開始（県果樹試験場）
9:00～15:45	現地調査 果樹試験場 [枝変わりの探索]（有田川町） 西岡精苗園 育苗圃 [二年生・土付き苗木の生産]（広川町） 小浜荘 [全国からの若者の受入・田村みかん]（湯浅町） 有田市みかん資料館 [有田みかんの歴史・新堂みかん]（有田市） 早和果樹園 [6次産業化・女性の活躍]（有田市） 的兵みかん [個人出荷]（有田川町） みかんの丘 [ランドスケープ・農業生物多様性]（有田川町） 金屋・吉見地区 みかん園 [秩父帯 内陸部のみかん園]（有田川町） J A ありだ A Q 中央選果場 [共選共販組織]（有田川町）
15:45～17:00	総括質疑（県果樹試験場）
17:00	調査終了

※調査の進行状況等により、行程を変更する場合があります。

※総括質疑は、冒頭のみ撮影可とさせていただきます。

3. 農業遺産 申請者：有田みかん地域農業遺産推進協議会

4. 調査団

（1）世界農業遺産等専門家会議 委員（審査委員）

 広田 純一委員（NPO法人いわて地域づくり支援センター代表理事）

 楠本 良延委員（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

 西日本農業研究センター 上級研究員）

（2）農林水産省 職員（5名）

(参考)

○日本農業遺産とは

- ・伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、農林水産大臣が認定する制度（創設 H28）
 - ※世界農業遺産は、国連食糧農業機関が認定（創設 H14）
- ・和歌山県では、H27.12に「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に、H31.2に「下津蔵出しみかんシステム」が日本農業遺産に認定。

○有田みかんシステム

申請者：有田みかん地域農業遺産推進協議会

会長：JAありだ 林組合長

副会長：有田市 望月市長、湯浅町 上山町長、広川町 西岡町長、有田川町 中山町長

システムの概要

- ・日本で初めて、みかん栽培を生計の手段にまで発展させた持続的農業システム。
- ・高い観察力による優良品種の発見、産地内での苗木生産、地勢・地質に応じた栽培や日本初のみかん共同出荷組織「蜜柑方^{みかんがた}」を起源とする多様な出荷組織の共存により、有田地域を日本一の生産量を誇る温州みかん産地に発展させたシステム。

○令和2年度 農業遺産申請状況（和歌山県）

申請システム：有田みかんシステム

高野山・有田川上流域の持続的農林業システム

（高野町・かつらぎ町・有田川町）

一次審査結果：ともに一次審査を通過（「高野山・有田川」の現地調査は12/8）

○認定までのスケジュール

R2. 7.22	農林水産省への農業遺産申請書提出
R2. 9.18	一次審査（書類審査）結果通知
R2.12.18	現地調査
R3. 1	二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）
R3. 2	日本農業遺産認定地域・世界農業遺産への認定申請承認地域*の決定

※世界農業遺産への申請には、農林水産大臣による申請承認が必要

○市町・JA 担当窓口

有田市：有田みかん課（0737-83-1111(内線261)・大浦）

湯浅町：産業建設課（0737-64-1124・蜂谷、生駒）

広川町：産業建設課（0737-23-7762・山田・大西）

有田川町：産業課（0737-22-4504・南）

JAありだ：販売企画課（0737-53-2324・中西）